

GROW FIELD 規約

第1条（名称）

本クラブの名称は、**GROW FIELD**（以下本クラブ）と称し一般社団法人グローフィールドが運営する。

第2条（所在地）

本クラブは、事務所を青森県弘前市小沢字大開 347-5 に置く。

第3条（目的）

本クラブは専任コーチによる一貫指導により、サッカーの技術向上及び普及に努め、障害の有無に関係なく地域住民の健全な心身の育成を図り地域スポーツ振興に寄与することを目的とする。

第4条（構成）

当クラブは普及コース（年少・年中・年長・小学1年）、育成コース（小学生・中学生）、ハンディキャップコース（障がい者）のクラスで構成する。

第5条（会員）

本クラブの会員（以下会員という。）は以下の通りとする。

1. 普及会員（年少・年中・年長・小学1年）
2. 育成会員（小学生・中学生）
3. ハンディキャップ会員（障がい者）

第6条（活動期間）

本クラブの活動期間は、原則毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第7条（入会資格）

会員は本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるもので本クラブが入会に適すると認めた者とする。

第8条（体験練習）

本クラブに体験練習として参加するものはその回数を原則2回までとする。

第9条（入会方法）

本クラブでは、

1. 所定の用紙（申込書・誓約書）に必要事項を記載し提出する。
2. 別に定めるところにより所定の入会金、年会費、登録費、スポーツ保険、月会費、活動費を納める。ただし、入会の選手に対し特別に認めた事案については、諸費用の一部を免除する場合があるが公表はしない。
3. 移籍の際は、所属元チームの許可を得ていることをもって入会を許可する。

第10条（会費納入方法）

1. 会員は別に定めるところにより所定の会費を納入するものとする。
2. 月会費は毎月末日（土・日曜日の場合は翌月最初の平日）に指定の口座から翌月分を振替する。

第11条（会費の不返還）

1. 一旦、納入した会費等は返還しない。ただし、本クラブが認めた事由はこの限りではない。
2. 会場等の都合や天候不順により予定していた練習が行われなかった場合は中止となり会費の返還はしない。

第12条（休会・退会）

休会・退会を希望する場合は、休会・退会を希望する月の20日までに所定の用紙を提出しなければならない。21日以降に希望した場合は手続きに多少の時間が必要となる場合がある。

第13条（除名）

保護者との面談を経ても改善の見込みがない以下の場合、除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対して異議申立てはできず、受け付けない。

1. 会費を6か月以上滞納した場合
2. 本クラブの活動に支障をきたす者
3. 著しく公序良俗に反する者
4. 別に定めるところの誓約書に違反した場合

第14条（練習中止）

1. 練習会場の施設予約ができなかった場合。
2. 雨天や会場不良による中止の場合は活動開始の2時間前程度に連絡する。
3. その他怪我や事故による緊急時、天災地変等で中止になる場合がある。

第15条（連絡）

予定や出欠の確認、練習の中止や時間変更、会場変更の連絡はメールで直接保護者へ連絡する。入会時に保護者のメールアドレスを連絡ツールへ登録する。

第16条（保険）

1. 本クラブ生は、「スポーツ安全保険」に加入するが、保険の手続きは本クラブで行い入会時に徴収する。
2. クラブ活動中及び往復途中での事故に対しての補償は加入する保険約定の範囲内で代書する。

第17条（免責事項）

本クラブ指導者の管理外で生じた事故や盗難、また本クラブの管理内であっても本クラブの指導者の指示に従わないで起きた事故や盗難、それに伴う負傷についてはその責任を一切負わない。

第18条（個人情報）

本クラブへの入会時に申込用紙に記載された個人情報は運営と活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。

第19条（写真・映像の使用）

活動中に記録された写真や映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブの広報活動や活動記録のために使用するものでありホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用することを目的としている。

第20条（当クラブ以外での活動）

当クラブ以外での習い事やサッカーチーム・スクール等で活動する場合は事前に報告をし、その活動状況を知らせ以下のことを遵守すること。

1. 当クラブの了承を得て活動に参加すること。
2. 当クラブでの活動を優先すること。
3. 女子チームでの練習や大会等へ参加する場合、そのチームの代表者または監督が当クラブへ1ヶ月前までに通達し承諾を得てから活動できるものとする。通達がないものは一切認めず著しく違反した者は第13条を施行することができる。

第21条（感染症に関する対応）

1. 生命に関わる重篤な感染症が発生した場合、感染症に関するクラブの対応に保護者ならびに会員が承諾のもとで活動に参加する。
2. 万が一、活動中に感染者が発生し二次感染等を引き起こしたとしても保護者並びに会員が承諾のもとで活動を行っており、クラブ側ならびに感染者またはその家族には一切の責任を追及することができない。
3. クラブで健康チェックシートを配布し、それを一定期間中毎日記録し練習参加の度に提出する。未提出の場合は練習参加を認めない。
4. 保護者の練習見学について屋内施設では密閉、密集、密接を回避するため見学は控え、屋外施設でもいずれかに該当するような行動は避ける。
5. 送迎時、保護者は車内で待機し練習終了後は速やかに帰宅する。

第22条（クラブ活動停止）

次の事象が起こった場合は活動を一定期間停止とする。

1. 行政や教育委員会等からの活動中止の要請や公共施設が利用禁止になった場合。
2. 行政等の通達に限らず活動地域または隣接する市町村で感染者が発生しクラブ側が危険だと判断した場合。
3. 指導者や会員またはその家族や職場等で感染者となった場合や濃厚接触者となった場合。

第23条（個人活動停止）

次の症状がある場合、症状や疑いが無くなるまで活動参加を停止とする。

1. 悪寒、吐き気、腹痛、関節痛、味覚異常、息苦しさ等やその他の体調異常。
2. 風邪の症状（花粉症・鼻炎等を除く発熱・くしゃみ・せき・鼻水・のどの痛み）がある。
3. 同居する者または自宅に訪問してきた者で感染者がいる、または感染症の疑いがある者と接触した場合。

第24条（往来ならびに人との接触）

次のところへ往来し密閉・密集・密接に関わる行動をした場合はその日から2週間程度活動参加を停止とする。

1. 感染者が増加傾向にある国内地域や諸外国を会員やその家族が往来またはその対象の人と接触した場合。
2. 感染者が発生した国内地域や諸外国から帰郷した人と会員やその家族が接触した場合。

第25条（規約改正）

本クラブは、必要に応じて随時本規約を改定することができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができるものとする。

第26条（発行）

本規約は2017年1月より発行するものとする。

第27条（改定）

2019年4月1日（当クラブ以外での活動追加）

2020年4月13日（感染症に関する対応追加）

2020年4月13日（クラブ活動停止）

2020年4月13日（個人活動停止）

2020年4月13日（往来ならびに人との接触）